

アクバススポーツクラブ坂門ヶ原 会員規約

会員資格の取得及び失効

1. 原則として満3歳以上の者から12歳までの者
2. 入会に必要な書類の提出及び諸経費の納入が完了した者
3. 会員として相応しくないと認められた場合は、会員としての資格を失う場合もある
4. 会費納入に関して3カ月間滞納した場合は会員としての資格を失う場合もある

コースと曜日について

1. 原則として、開催曜日は月曜日と水曜日とする。
2. 当スポーツクラブ作成のオリジナルカレンダーにより年間の回数を決定する。
3. 気象災害・その他外的理由により、その災害が会員におよぶと判断したとき休校とする

振替制度について

原則としてお休みされた日から1か月以内とする。

休会・退会について

1. 休会とは原則として本人のケガ及び病気、母親の出産等により長期の休みを余儀なくされた場合に適用となる。尚、会員としての資格を継続するために休会費として、一ヶ月 2,200円(税込)を納入しなければならない。
2. 退会を希望する者は退会する前月の15日までに当クラブに届け、会員証を返却すること。

会費納入に関して

1. 会費納入方法は原則として通常郵便貯金通帳からの自動払込とする
2. 会費自動払込の期日は、毎月25日とする。(翌月分の月会費として)
3. 一旦納入した会費は原則として返還しないものとする。

冷暖房費に関して

7月・8月・9月及び12月・1月・2月は冷房費及び暖房費として各月500円(税込)を月会費と同時に納入しなければならない。

ユニフォームについて

1. 当スポーツクラブ指定のユニフォームを着用する(Tシャツ・半ズボン)
2. シューズについては基本的には制限はないが、下靴と区別ができるものに限る

傷害事故の責任

会員が授業中に身体上に傷害を受けた場合、その会員が担当スタッフの指示に従っていたと認められる場合に限り、当クラブ加入のスポーツ傷害保険の範囲内にて損害賠償の責に任ずる

私物の管理

原則として会員各自で管理する。万一盗難があった場合、当クラブは一切の責を負わないものとする

駐車場の利用について

会員の送迎時及び見学時のみ駐車することができる。所定の場所以外の駐車は禁止とする。また、駐車場内での事故等には一切の責を負わないものとする。

規約の改正

本クラブは規約の改正を行うことが出来る。尚、改正した規約等の効力は会員全員に及ぶものとする。